

指名停止措置について

記者発表資料

北陸地方整備局は、本日、株式会社建設技術研究所（所在地 東京都中央区）に対して指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

令和2年 3月30日

国 土 交 通 省
北 陸 地 方 整 備 局

同時発表記者クラブ：管内各県記者クラブ

（問い合わせ先）

新潟市中央区美咲町1丁目1番1号 新潟美咲合同庁舎1号館

国土交通省 北陸地方整備局

総務部 契約課長 富樫 博人 Tel 025-370-6647 (ダイヤルイン)

総務部 契約管理官 小澤 辰巳 Tel 025-370-6650 (ダイヤルイン)

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
株式会社建設技術研究所	東京都中央区日本橋浜町3-21-1

2. 指名停止措置期間： 令和2年 3月30日 ～ 令和2年 5月10日（6週間）

3. 指名停止措置の範囲：北陸地方整備局管内

4. 事実概要

上記有資格業者株式会社建設技術研究所が受注した「平成28年度荒川浸水想定区域図作成検討業務」において、特記仕様書記載の適用基準「洪水浸水想定区域図作成マニュアル第4版」に基づき行うべき「浸水域内の排水条件の設定」における理解の不足や、「流入支川の堤内地への接続（本川・支川）」及び「盛土構造物内の水路等の設定」に不備があり、発注者の示した仕様と異なる粗雑な成果品を納品した。

5. 措置理由

上記4. について、株式会社建設技術研究所については「地方支分局所掌の建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成10年8月5日付け建設省厚契発第33号）及び「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成14年10月29日付け国官会第1562号）第1条に準用される「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月31日付け港管第927号）別表第1第2号に該当することから、指名停止措置を講ずるものである。

参考

○「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」 別表第1（抜粋）

措 置 要 件	期 間
<p>1 略</p> <p>（過失による粗雑工事）</p> <p>2 当該地方整備局の所属担当官と締結した請負契約に係る工事（以下この表において「地方整備局発注工事」という。）の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき（かしが軽微であると認められるときを除く。）</p> <p>3～8 略</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p><u>1ヶ月以上6ヶ月以内</u></p>

指名停止措置について

記者発表資料

北陸地方整備局は、本日、川崎地質株式会社（所在地 東京都港区）
に対して指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

令和2年 3月30日

国 土 交 通 省
北 陸 地 方 整 備 局

同時発表記者クラブ：管内各県記者クラブ

（問い合わせ先）

新潟市中央区美咲町1丁目1番1号 新潟美咲合同庁舎1号館

国土交通省 北陸地方整備局

総務部 契約課長 富樫 博人 Tel 025-370-6647 （ダイヤルイン）

総務部 契約管理官 小澤 辰巳 Tel 025-370-6650 （ダイヤルイン）

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
川崎地質株式会社	東京都港区三田2-11-15

2. 指名停止措置期間： 令和2年 3月30日 ～ 令和2年 4月12日（2週間）

3. 指名停止措置の範囲：北陸地方整備局管内

4. 事実概要

上記有資格業者川崎地質株式会社が受注した「平成31年度姫川流域地質調査業務」において、令和元年9月2日、長野県北安曇郡小谷村中小谷丙地先の浦川砂防堰堤上流にてボーリング作業を実施していた作業員1名が死亡する工事関係者事故が発生した。

5. 措置理由

上記4. について、川崎地質(株)については「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月31日付け港管第927号）別表第1第7号に該当し、これを準用する「地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成10年8月5日付け建設省厚契発第33号）並びに「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成14年10月29日付け国官会第1562号）第1条についても該当することから、指名停止措置を講ずるものである。

参考

○「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」 別表第1（抜粋）

措 置 要 件	期 間
1～6 略	
（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故） 7 地方整備局発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上4ヵ月以内
8 略	

指名停止措置について

記者発表資料

北陸地方整備局は、本日、内山鑿泉工業株式会社（所在地 富山県富山市）に対して指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

令和2年 3月30日

国 土 交 通 省
北 陸 地 方 整 備 局

同時発表記者クラブ：管内各県記者クラブ

（問い合わせ先）

新潟市中央区美咲町1丁目1番1号 新潟美咲合同庁舎1号館

国土交通省 北陸地方整備局

総務部 契約課長 富樫 博人 Tel 025-370-6647（ダイヤルイン）

総務部 契約管理官 小澤 辰巳 Tel 025-370-6650（ダイヤルイン）

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
内山鑿泉工業株式会社	富山県富山市荒川1-5-37

2. 指名停止措置期間：令和2年 3月30日 ～ 令和2年 4月12日（2週間）

3. 指名停止措置の範囲：北陸地方整備局管内

4. 事実概要

上記有資格業者は、平成30年12月25日に富山県富山市内の工事現場において、さく井機を用いてさく井工事作業していた労働者がさく井機の回転軸に身体の一部が巻き込まれ死亡する事故を発生させた。

本件について、令和元年9月9日富山簡易裁判所から、上記有資格業者と上記有資格業者の使用人は、労働安全衛生法違反により、それぞれ罰金刑の略式命令を受けた。

5. 措置理由

上記4. については、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月31日付け港管第927号）別表第1第8号に該当することから、指名停止措置を講ずるものである。

参考

○「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」 別表第1（抜粋）

措 置 要 件	期 間
1～7 略 (安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から <u>2週間以上2ヵ月以内</u>